

(様式1)

第8期第10回 全体会記録

		記録(書記)	吉田
部 会 名	全体会	回 数	10
日 時	令和6年1月17日(水)	13時32分	～ 15時13分
会 場	中野区役所9階 第11・12会議室		
参 加 者	出席：中村、市野、上西、宮澤、大倉、長橋、小川(光)、池田、山下、村上 鈴木(裕)、関口、松田、鶴丸 欠席：秋元、大村、大坂、小川(真)、松井、鈴木(久)、鈴木(祐)、高橋、眞山、高田 事務局：辻本、大場、西川、金井、鳥居、樟山、大島 傍聴：1名		
配 付 資 料	(資料1) 相談支援機関会議記録 (資料2) 個別ケア会議記録 (資料3) 相談支援部会議事録 (資料4) 地域生活支援部会議事録 (資料5) 就労支援部会議事録 (資料6) 障害者差別解消部会議事録 ・中野区重症心身障害児(者)を守る会 会報「ほほえみ」第15号 ・「#優生保護法裁判に正義・公平の理念にもとづく最高裁判決を」パンフレット		
内 容			
【第10回協議会】			
(中村会長 あいさつ)			
今年は元旦から能登半島の地震があり、大変重苦しい空気で幕開けした。あらためて、亡くなられた方にはご冥福を、被災された方にはお見舞いを申し上げます。			
さて、先週、1月11日に4部会合同セミナーが開催された。テーマは「障害者権利条約～我が国への総括所見を受けて～」日本社会事業大学名誉教授の佐藤久夫先生に講師を依頼し開催した。前半は、権利条約等総括所見の仕組み等について触れていただき、少し難しいかなと思っていたが、後半では総括所見の内容について主に、「くらし」、「まなび」、「就労」というテーマを中心に講義をいただいた。こちらについては私からも何回か触れている内容ではあるが、総括所見では「脱施設化」ということで、一般の社会の中で「くらし」、「まなび」、「就労」を包摂するようという所見がされているわけだが、我々の役割にも古い歴史があり、福祉分野では本人たちの努力、ご家族たちの努力によってこれまでなされてきた。やはり、社会からの偏見や差別から障害のある人たちを守る、居場所を作っていくという運動のもとに今が成り立っているということ、現実問題としてとらえていく必要があると思う。私たちの役割は、権利条約をしっかり学ぶことはもちろん大事だが、現実問題から目をそらさず今あることに対して当事者たちのニーズがどうなのかということ、これを基本に組み立てていく必要があると思う。ただ、障害のある人たちの人権の問題については大きな課題が残っているので、社会の隅々まで権利条約を拡げていく、我々が守って伝えていくという役割も持っているのではないかと思った。引き続き、どうぞよろしくお願ひしたい。			
はじめに、議題に含まれていないが中野区から「中野区障害者計画」の進捗状況について口頭で報告を行う。			
○はじめに			
1 中野区障害者計画等素案 進捗状況について			

(様式1)

(辻本課長)

先ほど、会長からも話があった年始の地震を受け、中野区として防災備蓄品の点検など行い、しっかりと対応ができるように取り組んでいる。

「中野区障害者計画」、「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」素案を包含する「中野区健康福祉総合推進計画(素案)」については11月の全体会で様々なご意見をいただいた。また、このほかにもこれまで各団体や個人の皆様から意見をいただいている。その内容を検討したうえで、「素案」から「案」ということで修正を図っている。こちらは1月31日の中野区議会厚生委員会において報告をする段取りで進めている。その後、パブリックコメントの手続きを行い、2月5日から2月26日まで予定している。中野区のホームページでも公表を予定している。また、この計画案については音声コード、ユニボイスも掲載を予定している。

2 中野区弥生荘整備事業の進捗状況について

(辻本課長)

弥生荘の整備後の事業については、来年度から体験型事業に移行し社会福祉法人中野あいいく会が実施する。開設は本年4月1日、共同生活援助及び短期入所の利用登録等の手続きに関しては、直接、法人が行うことを予定している。具体的に決まり次第、周知する。

(上西委員)

現在の進捗状況は、令和6年4月1日の開設を目指し準備している。共同生活援助の施設を開設するにあたり、新たに東京都の指定を受ける必要があるため手続きを進めている。杉の子弥生も3月中旬を目途に移転を予定しており、1階に杉の子弥生、2階、3階がグループホームとショートステイとして利用を予定している。施設名は「あいいくの家 結(ゆい)」となる。ショートステイに空きがあるときに日中一時支援事業をおこなう予定をしている。

一方で、施設の運営にあたり人材募集を行っているが応募がない状況が続いている。制度が整い環境も整備されつつあるが、やはり、どこの施設も人材が不足しているという状況で、夜勤を伴う勤務となるとかなり厳しい状況になっている。

(中村会長)

委員の皆さんからいただいた意見は、計画に反映されているが、パブリックコメントを求められるとのことなので、重ねて、追加等あればご意見をいただきたい。

(1) 部会等報告

① 相談支援機関会議報告

(鳥居係長)

今回は10月分の報告のみとなる。事例報告の総件数は11件。主たる話題としては、「渋谷区での超短時間雇用のケース」。就労が週4日、B型作業所を週1日併用して利用されている方のケースで、B型の他の利用者にも良い影響を与えていることが紹介された。就労につながることはハードルが高いけれども、ひとつの方法として情報提供できることは大事だという意見や、併用の判断基準について意見が交わされた。

次に、「地域移行利用の会議にピアスタッフが参加したケース」。会に入退院を経験したピアスタッフが参加し、退院支援や退院後の支援してくれるヘルパーや、訪問看護等について当事者の立場から体験を語ることでよかった。また、ピアスタッフ自身のことも支援していかなければならないことについて意見が交わされた。

「区外の事業所との連携が難航しているケース」。なんの申し送りもなく中野区に戻ってきたため情報が少なく、今はすこやかで対応している。どこにもつながっていない方を適切な対応でつなぐことが大切。民間事業所ではサービスの終了とともにかわりが終わってしまうところもあるという意

(様式1)

見や、最初に相談を受けた人がずっと伴走する体制になっていないといった意見があった。そのほかにも、脳脊髄液減少症という病気で高次脳機能障害の診断がされず手帳を持っていない方の障害福祉サービスの利用について、また、単身生活で機能が低下しているけれどもヘルパーなどのサービスを受け入れることが難しい方のケースなどについて協議された。

(中村会長)

超短時間雇用は10年ほど前からあり、2016年にはソフトバンクが、2019年には川崎市が採用し、2020年に神戸市がB型併用ということで導入していると聞いている。3年間という期限付きとなっているが、超短時間雇用の場合はパートやアルバイトが中心になっているので、正規雇用につなげていくということなどで雇用が中断してしまうということよりは、発展的に考えた方がよいのではないかと思う。

(上西委員)

ケース事例の在り方について、以前と状況が変化しており、高齢、介護部門や学校など児童等の分野とのかかわりが増えてきている。連携したケースについてすべて挙げた方がよいのか、新たな問題の提起といったことの方がよいのか、機関会議の持ち方について整理をしていただきたい。

(鳥居係長)

事例については複数の事例を挙げている事業所もある。その中で、1事業者ごとに1事例を取り上げて議論するという形をとっている。いろいろな事例を議論すると時間的な制約もありそのようにしている。

(中村会長)

個別ケア会議の内容として記載されているケースはかなり深刻なケースもあるが、これ以外にも課題等についてはそれぞれの支援機関で把握されていると思うが、全体会に報告を挙げるという役割もあるので、少し整理して検討してもらえればと思う。

(松田委員)

超短期雇用のケースについて、就労が週4日とB型を週1日の併用というケースだが、課題として就労しながら通所系のサービスを利用する場合に、就労の時間が長くなるとサービスの利用量が減るもしくは、利用できなくなるといったことがあると思う。就労をしても長く就労を続けるためには何かしらの支援が必要だと思う。働きながらも対応ができるようになると、就労への門戸が開かれるのではないかと思う。

(中村会長)

B型と併用することに使いにくいといったことや、併用することはできると認識しているが、実際には、利用することができない場合があるということなのか。

(西川係長)

B型との併給は必要に応じて支給決定している。早朝の清掃業務に従事している方や毎日ではなく週に数日の雇用契約になっている方は、日中活動系サービス(就労継続支援B型)を併用している実績がある。

(中村会長)

先ほど、松田委員が言われたように併用することによって「はたらく」というモチベーションにつながっていく点では、良い取り組みだと思う。週5日就労するよりは1日でも福祉とつながって気持

(様式1)

ちの整理などに使っていくといったこともできると思う。やはり、当事者のニーズにどうやって答えていくかという方向で考えてもらえればよいと思う。

②相談支援部会報告

(松田委員)

資料は10月と11月分となるが、部会は12月と本日の4回開催している。まず、10月の部会では、ひとつは、児童のサービス事業所のリーフレットを作成した。これは、放課後等デイサービスを始めとした、児童が利用できるすべての事業所を網羅しており、300部作成し関係機関に配布している。300部は部数としては少ないが、評判も良いとのことなので来年度以降も継続していきたいと考えている。

話し合いのテーマは、中野区の相談支援体制を見直していこうということで取り組んでいる。中身はとても細かく、まとめていないためこの場での説明は割愛するので、ご一読いただきたい。

11月の部会では、これまで部会全体で話しあっていたが2つに分けて話し合いを行った。こちらについては12月の記録にまとめているので、そちらを使って紹介する。一つのグループ、Aグループでは「システム」という観点で考え、「すこやか」に着目して話し合いをおこなった。「すこやか」福祉センターや相談支援事業所について、なかなか、機能が分かりにくいといったことを、利用者や相談者、もしくは地域のサービス事業所から言われていることがあった。ただ、それをただまとめていくということではなく、地域支援の在り方は3層構造になっており、その第2層に属している「すこやか」の役割を整理し、民間や相談者、当事者が期待していることを比較することを考えている。

Bグループでは、「周知」について考えるということで始めた。例えば、相談先につながっていない人というのはどのような人なのか。相談しにくいと思っている人たちはどのような人たちなのか。その理由は何かといったことを考えながら、そういった人たちとつながることができるような情報提供ができるようにということで整理している。

先ほど、相談支援機関会議の中にもあったが、全体として、どこにもつながっていない人たちはどういった方たちで、どういった理由でつながっていないのかということを考えていくことが話し合いの中心になっていくと思う。

(中村会長)

9月の自立支援協議会全体会の報告の中で、相談支援機関会議の虐待通報の問題に対して、私の相談支援員の質は大丈夫なのかという意見が、だいぶ波紋を呼んでいるなど報告を読んで感じている。結局、虐待が後を絶たない構造がずっとあり、かなり深刻な問題だと思っているときに、虐待だと確定する以前にそう思われることについても通報するということがルールになっているわけで、通報者や事業者などその場にいる人がいろいろと判断することではないということが前提になっているので、そういった基礎的なところがきちんと理解できていないのは由々しき問題だと思い、あえて、そういう発言をしたわけで、質が低いといった趣旨の発言をしたわけではないので、あらためて、ご理解いただければと思う。ただ、そのことによって、部会員の人たちがいろいろな議論をしており、自分たちの行っている仕事に誇りをもって、自覚をもって取り組んでいるということが確認できただけでもありがたいことだと感じている。

(松田委員)

補足になるが、今年度は、どこの事業所も虐待についてしっかりと研修を行っていることと思う。私たちは全体の中でも意識は高い方だと思っているが、私たちの事業所の中でも、やはり、虐待を通報するまでの間に、何度か止まってしまうところやタイミングがある。話し合いの中でもいくつかの事業所から、そういったことが挙がっている。それをどうにかなくしていこうということで、研修などを行っていると思うが、これは、すごく良い機会になったと思っている。

(様式1)

(中村会長)

障害のある人たちは、なかなか声をだしにくいといった状況があったり、後を絶たないという状況があったりという現実的な問題があるので、本当に慎重に支援していくことが、それこそ、こちら側の都合で支援につながったり、意識的に虐待をすることはもちろんだめだが、支援を通じてそれが虐待につながるという可能性も十分にあるということを自覚しながら、一人一人が取り組んでいくということがとても大事だと思う。実は東京コロニーの中でもこういったケースがある。支援員は指導をしているつもりでも、他の利用者から利用者が虐待を受けているのではないかと感じて通報したというケースがあった。指導しているつもりで言ったことが、利用者本人が辛い思いをしているということにつながるのであれば、虐待につながるということをはたらく一人一人が自覚しながら、しっかり行動していくことがとても大事だと思うので、引き続き、気を付けて取り組んでいきたい。

(上西委員)

虐待自体はもちろん許されないが、どうして、そのような気持ちになってしまったのか。虐待を行ったと思われる人たちに対しての保護というのも必要だと感じている。支援員や保護者、障害を持っている当事者が持っている「しんどさ」のようなものにも少し配慮できる機会があれば、もう一つ踏み込んだ虐待防止の対応になるのではないかと思う。

(中村会長)

障害のある人達への支援はわかりにくいがゆえに難しさがある。これが一番の大きな問題だと思う。

(池田委員)

私も施設に入ったことがあり、その頃は「虐待」という言葉もそれほどなかったと思うが、今考えると、虐待を受けていたかなと思うことがある。その頃は自分も悪いところがあったと思って、納得するようにした。今は、本当に小さいことでも「虐待」だといわれることがある。本当に必要な「しつけ」など大切なことを子供たちにうまく伝えなければいけないが、「虐待」はいけないことだから、バランスが難しいことだと思う。

(中村会長)

以前は「虐待」という言葉はあまり使われておらず、振り返るとそういうこともあったと思うが、今は声を出しやすい環境になってきたということは進化したということだと思う。やはり、伝えたいことはしっかりと伝えていくということが大事だし、逆にそういったことを社会に知ってもらうことによって、障害のある人たちの人権がしっかりと尊重される社会になっていく力になると思うので、ぜひ、当事者の声も非常に大事な声なので、我々は受け止めて、取り組んでいければと思う。

③地域生活支援部会

(鶴丸委員)

10月は「移動支援」に関する勉強会を行った。勉強会といっても、説明を聞くというのではなく、質疑応答のような形で行った。その中で印象に残ったのが、コロナの期間中、活動を自粛していた期間があったが、その間に、それまで従事していたヘルパーさんが辞めてしまった。現在、徐々に、需要が戻りつつあるがヘルパーさんの確保が難しい状況にあるため、賃金を上げるなどして対応しているが、それに伴い、事業所の運営的には厳しいといった話があった。

11月の部会では居住支援セミナーの打合せと、部会員の方から災害時個別支援計画の作成について、利用者から「これはどういったものなのか？」といった質問があったが、部会の方も詳しく把握できておらず、どのように説明してよいものか困ったという話があった。具体的には、災害時の個別支援計画だが、実際に災害があった時にどのような活かされ方になるのかといったことなど質問があ

(様式1)

った。障害福祉課の方からは、今回、届いた方と届かなかった方の違いや、これは、被災してすぐに動くものではなく、被災後、避難所などが整備されてから、しばらく経ってから地域の方がこういった方がいるということで、その方の安否確認や声掛けをするために使うものだという説明があり、発災後すぐに使うものではないが、支援に役立つものだという話があった。

今回資料にはないが、12月13日に行われた居住支援セミナーでは、「居住支援法人を知る」ということをテーマに、「一般社団法人ささえる手」の豊島さんと、「株式会社Nフィールド デューン高円寺の内藤さんをそれぞれ講師に迎えセミナーを行った。その中で、住宅の確保がなかなか難しいということが課題となっており、大家さんが障害のある方や高齢の方に対する理解が進まずに断られてしまうことがあるという話だった。私が支援するなかでもそういったことに直面するので、居住支援法人だとしてもそういった課題に直面しているという印象だった。デューン高円寺は訪問看護をベースに活動されているが、デューン高円寺が部屋を借りて、利用者の方に使ってもらおうといったことに取り組んでいるので、そういった事例の紹介などもしてもらった。貸すときの条件などいくつか課題があるが、一つの取り組みとして紹介して頂いた。

(宮澤委員)

東京都の自立支援協議会のセミナーが12月にあり、そちらに参加した。「当事者主体の地域移行・地域生活支援とは」というテーマで行われたが、やはり、ハードルになるのが住居を見つけることで、見つけても断られてしまうといったことが話題になっており、一人暮らしをしたい人が支援を受けながら生活していこうとしても、借りることが出来ない現実があるという話があった。施設から地域へという話になっても、その部分の理解が進んで借りやすい環境にならないと、なかなか、厳しい問題だと思った。

(池田委員)

私は千葉県の県営住宅に住んでいるが、都営住宅を1人暮らし用のグループホームとして活用するのはどうか。都営住宅を活用できれば選択肢が広がるのではないか。

(鶴丸委員)

都営住宅は申し込み倍率がとても高くて、なかなか、入居することが出来ない。利用者の方も、申し込みはしてもあたらないので、その他の住宅を探しながら、都営住宅の申し込みも続けているという方がいた。

(中村会長)

障害者用の住宅の戸数が少ないこともあると思う。また、民間の事業者と当人だけで探しても、不動産業者としてはなかなか安心できないという方もいるので、行政も絡めて安心して貸せるような環境を整えると、借りられる機会も増えるのではないかと思う。

また、移動支援のヘルパーの8割が退職してしまうというのは、これは現実的な問題で、コロナでサービスが利用できなくなり働く人たちの仕事が奪われて、働くことが出来ないといったことは現実的にあると思う。これは、必要な福祉がサービスとして位置づけられ、しかも料金が発生するうえで、働いている人たちの雇用につながっているという基本的な問題があるのではないかと思う。例えば、就労移行支援事業であっても定員数に合わせた職員の配置を行う必要があるが、移行した後に次の利用者が来ずに利用者0人で運営しているケースがある。その場合、支援員の人件費だけがコストとしてかかるという実態がある。サービス利用という概念や、日額で支給されているといった仕組みなど施策として問題があるのではないかと思う。

災害時の個別支援が難航するという話だが、昨日も、能登半島地震の報告を受けた。1月3日に「NPO法人 難民を助ける会(AAR ジャパン)」と「きょうされん」のメンバーが現地に入って炊き出しなどの活動を行っている。障害のある人たちの状況をなかなか掴むことが出来ないといったことだった。これまで、各地で大きな震災などがあったが、どの災害も同じではないということ。報

(様式1)

道などはこれまでのノウハウなどが蓄積されてきていると思うが、障害分野の支援や状況把握については一向に入らない。避難所の拠点もなかなか設立されていないということで、障害のある人や高齢、児童など災害時に避難しにくい人たちへ、しっかりとノウハウの確立を目指してもらいたいとつくづく感じている。

(関口委員)

居住支援協議会の中野区にもあり、その役割は住宅を必要としている人に対して、大家さんが登録をすると、入居した際に大家さんに補助金が入り入居者にも家賃補助が付く制度がある。ただ、ほとんど知られていないのでこの点について情報共有して啓発してほしいと思う。

(上西委員)

昨日、鶴丸委員と一緒に中野区の居住支援協議会に出席した。不動産関係の方が4～5名いらして、私たち福祉関係者が参加して会議を行い、不動産関係の方からの話を聞くことが出来てとても参考になった。印象的だったのは部屋を探しても障害のある人のうち90%の方が断るということで、部屋を見たときに20代～30代の方が考えているような物件ではなく、当事者から断られてしまうとのことだった。貸手と借手の双方、中間に入る不動産業者のつながりが十分ではない部分があることや、借手の思い描いている生活などいろいろあるが、まず、居住支援協議会という場があるということを感じた。

(大場課長)

中野区の居住支援協議会の事務局は住宅課が担当している。本来、障害のある方の居住支援に関してはそれぞれの部署で担当していた。様々な部署がかかわるのであれば、その人たちが連携していけばもっと、スムーズにいくのではないかと立ち上がっている。

(中村会長)

大家さんに対して制度の仕組が説明できるようリーフレットやパンフレットのようなものがあれば、説明もしやすいと思う。

(大場課長)

居住支援協議会のホームページは開設されており、アドレスは以下のとおり。

中野区居住支援協議会ホームページ

中野区居住支援協議会事務局作成 HP(中野区都市基盤部住宅課住宅政策係)

<https://www.nakano-kyojushien.jp/>

中野区公式 HP「居住確保にお困りの方をサポート「中野区居住支援協議会」

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/machizukuri/jyutaku/shien/kyojyukakuho.html>

セーフティネット住宅、あんしんすまいパック、東京都居住支援協議会等、関連するホームページのショートカットが記載されています。

(鶴丸委員)

パンフレットも一昨年だったと思うが制作しており、事業の内容などが一覧で確認できるようになっている。

④就労支援部会報告

(鈴木部会長)

この間、10月と11月の2回会議を行っている。10月の会議では各事業所が医療機関とどのように連携をしているのか、連携の仕方や頻度について意見交換を行った。障害のある人たちが安心して、安定した地域での生活や通所、就労を行っていくうえで支援者としても、医療機関から適切な情報等をもらって、勉強していきたいがなかなか難しいといった話があった。今後の課題として、協力的な医療機関とそうではないところなどの情報交換などもしていきたいという話もあった。また、医療機関に受診同行する際に加算がないので、今後その部分は改善してほしいという意見があった。

11月の会議は、11月16日に開催した今年度2回目の就労相談会についてと振り返りと意見交換を行った。今回の就労相談会はこれまでの会とは相談に来られた方たちと違う層の方たちが来られていた。7名の方が相談されその内訳は、30代が2名、50代が1名、60代が2名、70代が2名ということで、今回はシニアの方たちが多かった。相談の中身としては「生活費に困っている」とか、「働き口に困っている」といったことが多かった。区役所の1階で行っていたこともあり、2階にある「中野くらしサポート」を案内することがあった。最近では、高齢でも元気な方たち、働ける方たちが多くなってきている。障害のある方たちの雇用の場では、定年後も再雇用で働いている方も徐々にではあるが増えてきている。企業もそれに対応するようになってきており、定年後の働き方、再雇用終了後の生活など、いろいろな課題があるが、やはり、所得補償の問題もあり、今回のように60代、70代の方が多かったのではないかと感じた。各事業所においても、利用者の平均年齢が上がっており、そういう方たちへの違う支援の課題があるという話もあった。ハローワークの状況も確認すると、障害者の窓口でも60歳以上の方が訪れるのは普通になってきているが、企業の求人は追いついていない状況がある。実際に、70代の方が相談に来られることも徐々に増えてきているという状況だという話があった。中野区内の高齢の雇用に目を向けると、シルバー人材センターもあるがそちらは一般の方が中心になるので、障害者向けのシルバー人材センターのようなものもあればよいのではないかといい意見や、社会福祉協議会のサービスの利用や連携することができないだろうかといった意見があった。就労支援部会の中だけでは話し合うことが難しいので、高齢や介護分野と連携して話し合っていく部会も必要ではないかという意見もあった。

冒頭に超短時間雇用の話があったが、本年4月以降、総合支援法の改正や雇用制度なども大きく変わっていく。例えば障害者雇用の雇用率の引き上げが行われる。民間事業者では現在2.3%の雇用率が2.5%となる。2年後には2.7%に引き上げられるので、これが少しでも雇用の追い風になればよいと思っている。また、雇用率に換算される1週あたりの労働時間が現在の20時間から10時間に引き下げられる。B型との併用が我々のなかでは話し合われているが、併用の仕方など整備されていないので、始まってから整備されていくことになると思うが、我々としても準備する必要があると考え、2月13日の就労支援部会では法改正や令和7年度の就労選択支援事業等含めた勉強会を行う予定をしている。参加は自由なので興味がある方はご参加いただきたい。

(松田委員)

就労のことではないが、皆さんが話し合われたことの中で資料の34ページの事例の共有について、前にも地域移行のところ利用者さんが亡くなっていくという話があったが、我々の法人でも亡くなっている方が多く、たぶん、この1～2年の間に10人くらいの方が亡くなっていると思う。ほとんどの方は精神障害の一人暮らしをされている方で、前の日までは元気で話をしていた方が次の日、来ないので家に行ったら亡くなっていたという方もいた。言いたいことは2点あり、精神障害の方は精神科にはかかっているが、内部的な身体の検査は十分に行えていないので、発見が遅れてしまうということと、ご自宅で一人暮らしされている方は、何かあった時に駆け付けられるかということ難しいことが多いと思う。利用者の方が亡くなると、スタッフや他の利用者の心の負担がとても重たい。実は、日曜日にもおひとり亡くなられて心のバランスが取れない状態になっている。私が関わっているケースでもこの1年間で二人の方が自殺している。年末にもひとり亡くなったが、その時にはスタッフを支えることが出来なくなり保健所に相談をした。保健所は自殺対応も行っているので

(様式1)

「グリーンケア」の相談をした。中野区にはそういったグループはないが、先生を紹介してもらい、我々だけではなく、関わっていた病院やグループホームのスタッフが集まって、思っていることを外に出して話をして、とても有効だったと思う。こういう仕事をしていると亡くなる方は一定数いると思うが、さすがに数が増えてきたり、突然の別れがあると心にくるものがある。皆さんの事業所でもスタッフや利用者の心の健康管理も含めてお気をつけいただければと思う。

(鈴木部会長)

一人暮らしの方で会社に出勤されなかった場合、会社から我々、支援機関に連絡が来ることがあり、会社からよく安否確認を依頼され行くことがある。難しいと思うのが、支援者なのでもちろん行くが、社員なので雇用管理としては会社の担当者が入ってくれればと思うが、対応してもらえない会社もある。我々が行くときは一人では行かずに二人で行くことにしているが、昨年あったケースでは、オーバードーズしてしまう方がおり安否確認に行き無事だったが、その後、「すこやか」や保健師に相談したが、なかなか、本人から相談に来ないと相談に乗ることが難しいということだった。本人が相談に行きたがらないのでこのような場合、どうしたらよいのかという状態でそのまま終わってしまい、主治医にもよく相談をしてもらうようにしている。そういった方も一定数おり、過去にも安否確認に行ったら亡くなられていた方がおり、そういった場面に遭遇してしまうと心が痛いと思うことがあった。

(中村会長)

なかなか、重たい話だが私も経験がある。当事業所でも亡くなられたケースがあり、担当していた職員や組織的に悲しい思いをした。ただ、みんながへこんでいてもメンタルケアにつながらないので、やはり、悔いが残らないことをやっていこうという話しかできないと思う。先ほどの話にあったが、職場に来ないときはすぐに駆け付ける体制をとるなど、何かあった時にあれをやっておけばよかったという思いをしないように、みんなで知恵を出し合うということが大切だと思う。

⑤障害者差別解消部会

(宮澤委員)

前回、11月30日に開催した。テーマが3つあり、一つめが「障害のある人とない人の交流について」ということで、中野区の基本計画にサロンを作って交流を促進するという記載があった件について話し合いをした。そこでは、そもそも障害のある人ない人という感覚自体が遅れているのではないかと。誰でも来てもらえるような形で進めていくのが良いのではないかと話になった。知的障害のある人のなかには初めての場所に行くということが苦手な人もいるので、イベントということではなく、日常生活の中で自然に交流ができるかたちが一番良いと思う。中野区役所の新庁舎の1階には広めの多目的スペースができるという話も聞いたので、そのような場所で定期的にイベントが行えるとよいという話もあった。また、児童館など小さいころから交流を進めてはどうかという話もあった。

二つめが「出前講座の実施報告について」。今年度は2件、いずれも中野区聴覚障害者福祉協会に実施をお願いし、明和中学校と中野第一小学校で実施した。

三つめが「区内事業者との意見交換について」話しあった。これまで、JR中野駅長さん、西武信用金庫さん、関東バスさんとそれぞれ意見交換を行った。良い関係が築けるような良い意見交換ができたので、今後、タクシー会社の方やタクシーの運転手さんと意見交換ができるとうい話になった。東京都の手をつなぐ親の会に今年、東京都交通局の職員向けの研修を行ってほしいという依頼があり、二日にわたり実施した。東京都交通局も毎年、障害の理解啓発の研修を実施しているが、今までは、視覚や聴覚障害の研修が主で、今年度初めて知的障害に関する理解啓発研修を行うということで依頼があった。なかなか、知的障害について理解してもらえない部分が多いので、出前講座に関

(様式1)

しても中野区では小学校と中学校に出前講座を行っている旨の周知をしているが、事業者や企業に対しても案内を出していきたいという話があった。

最後に、部会員の小川(光)委員がNHKドラマ「デフ・ヴォイス 法廷の手話通訳士」に出演された。とても素敵な弁護士役で2月に再放送もあるので、ぜひ、ご覧いただきたい。

(中村会長)

差別解消部会らしい、皆さんが集えるサロンを創ったらよいのではないかという意見や、対外的に出向いて出前講座等を開催し、障害を知ってもらうというのはとても大事なことなので、本当に良い取り組みをしていると思う。

小中学校で出前講座を行ったときの内容は議事録に書かれているが、講座を受けた生徒さんたちがどのような感想を持ったのか非常に興味があるので伺いたい。

(事務局大島)

過去に出前講座を行った参加者の方にアンケートを行っており、その結果をまとめた資料があるので全体会でも共有できればと考えている。

(中村会長)

そういった話を聞いたときに障害のある人に対するイメージがどのように変化していったのか、という感想を持ったのかということはとても大事な反応だと思うので共有できればと思う。

○その他

(山下委員)

中野区重症心身障害児(者)を守る会 会報「ほほえみ」第15号を作成したのでご覧いただければと思う。今回は、今年度の活動内容などが記載されているので、重症心身障害児(者)に対する理解を深めていただければと思う。見どころは、後ろのページにある株式会社LIXIL(リクシル)のショールームにユニバーサルトイレの見学に行った件が記載されているので読んでいただければと思う。

(中村会長)

「#優生保護法裁判に正義・公平の理念にもとづく最高裁判決を」パンフレットは私から配らせていただいた。2018年に裁判が始まりいよいよ大詰めになり、最高裁でも少しずつ勝訴するようになってきた。実は100万人の署名活動ということで優生連(優生保護問題の全面解決を目指す全国連絡会)が主体となって行っているが、まだ、7万人ほどの署名しか集まっていないということで、今年の3月末までに100万人の署名を集めるには相当、はっばをかけないと届かない状況となっている。この優生保護法裁判はそれこそ、障害のある人たちの人権を侵害した、最もひどい制度だといっても過言ではないと思う。もしこの裁判で負けるようなことがあれば、今後の障害者施策、福祉に相当な影響を与えることになると思う。しっかり、人権を守っていくということが大事なことだということを、国だけではなく、国民全体に知らしめる良い裁判だと思っている。ぜひ、ご協力をお願いしたい。

本日は、以上で終了する。

(15時13分終了)

備

考

次回日程：令和6年3月13日(水)午後1時30分～

場所：中野区役所9階 第11・12会議室